

## ペット避難等の災害時支援協力に関する協定

宝塚市（以下「甲」という。）と宝塚高原ゴルフクラブ及び旭国際宝塚カンツリー倶楽部（以下「乙」という。）とは、宝塚市ゴルフ場協議会と締結している災害時支援協力に関する協定（平成22年（2010年）9月1日）に加えて、宝塚市等において市内の相当範囲に影響を及ぼす大規模な地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合に、乙のゴルフ場施設（以下「施設」という。）をペット避難所として開放することに関して、必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、施設をペット避難所として利用し、市民の安全の確保を図ることを目的とする。

### （対象となる災害）

第2条 甲は、次に掲げる災害の発生に際して、乙に対し、支援協力を要請することができるものとする。

- (1) 宝塚市域に避難を要する災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2) 隣接市町における災害救助等のため、当該市町から甲に対して応援要請があったとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

### （支援協力の要請）

第3条 甲は、前条に基づき、施設の利用を必要とするときは、乙に施設の利用を文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに要請文書を提出するものとする。

2 乙は、甲から支援協力の要請があったときは、速やかに乙に加盟する施設に連絡し、支援協力が円滑に行われるよう努めるものとする。

### （支援協力の内容）

第4条 甲が乙に要請する支援協力の内容は、次に掲げるものとする。ただし、甲は、前条第2項の規定に基づき支援協力を受諾した施設と支援協力の内容、方法等について協議を行い、支援協力を受けるものとする。

- (1) ペット及び飼い主のクラブハウスへの収容
- (2) その他市長が必要と認めること

### （費用経費の負担）

第5条 支援協力を要する経費は、災害救助法が適用される場合にあつては、同法に定めるところにより、それ以外の場合にあつては、原則として実費相当額を甲が負担する。また、乙が輸送を行なった場合に要する経費も、甲の負担とする。

### （費用経費の決定）

第6条 前条の規定による費用については、甲、乙協議して決定する。

### （費用経費の支払い）

第7条 甲は、第5条に要した費用については、乙の請求に基づき支払うものとする。

**(取扱い窓口)**

第8条 この協定の取扱い窓口は、甲にあつては都市安全部危機管理室総合防災課、乙にあつては、宝塚高原ゴルフクラブ内事務局とする。

2 甲・乙は毎年度当初に、それぞれの取扱い窓口の連絡担当者及び連絡手段等について相互に届け出るものとする。

**(協定の有効期間及び更新)**

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙のいずれかから特段の申し出がないときは、前項の期間が満了した後においても、この協定を同一条件で更新したものとし、その後においても同様とする。

**(疑義の処理)**

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して処理するものとする。

本協定締結の証として協定書3通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年(2018年)3月23日

甲 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

宝塚市長 \_\_\_\_\_

乙 宝塚市切畑字長尾山14番地

宝塚高原ゴルフ株式会社

宝塚高原ゴルフクラブ

代表取締役 \_\_\_\_\_

宝塚市下佐曾利大谷4番12号

旭国際開発株式会社

旭国際宝塚カンツリー倶楽部

支配人 \_\_\_\_\_